

○「議案第91号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*平成30年度末で指定管理期間が終了する公設民営保育園の今後について

既に当該保育園の運営法人の選定は終了しており、本議案の可決後、改正条例の施行に伴い、民設民営化に移行する予定である。

*民設民営化を予定している保育園の運営法人の財務状況の確認の有無について

保育園の運営法人の選定に当たっては、公認会計士が選定委員会に出席するとともに、財務アドバイザーが運営法人の財務状況の確認を行っており、財務基盤に問題がないと判断できる法人を保育園の運営主体として選定しているため、適切な運営が行えると考えている。

《意見》

*保育の継続性及び公平性を担保する観点から、地域の子育て支援等に安定的な役割を果たしている公立保育園の民営化については反対の立場であるため、公立保育園の廃止に関する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第92号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*小杉こども文化センターの指定管理期間について

次期指定管理者募集の際に、他のこども文化センターとのグルーピングを行い指定管理者の募集を予定していることから、本来は5年間の指定管理期間であるところを、今回は、平成32年度からの4年間とする予定である。

*当該センターは平成32年4月からの運用開始にもかかわらず、平成30年度に指定管理者を選定する理由について

本議案が可決された後、9月までに指定管理者の募集を行い、12月議会に指定管理者の指定議案を提出する予定である。指定管理者の決定後、指定管理者及びこども文化センター運営協議会等が連携し、開設に向けて十分な準備期間が必要となることから、平成30年度に指定管理者を選定するものである。

*指定管理者決定後の当該センター開設に向けた協議内容の議会への経過報告について

当該センターの開設に係る指定管理者とこども文化センター運営協議会等との協議内容等については、適宜、議会に対して報告していきたいと考えている。

*小杉こども文化センター完成後の財産取得について

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業については、本市も一部地権者であるため、財産の取得方法も含め、詳細な手続等については、当該地域の再

開発組合と協議を進めているところである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第93号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 既存の大学と専門職大学の相違点について

本条例の改正は、心理療法担当職員等の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えること等のため行うものである。既存の大学は学問的色彩の濃い教育を行う傾向が強いのに対し、専門職大学は、時代の要請に応じて産業界、地域等と連携した実践的な職業教育に重点を置き、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的として、設置されるものである。

* 本条例改正に係る各専門職種を配置しなければならない児童福祉施設について

本条例改正に係る専門職種は5職種ある。心理療法担当職員については児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設等に、母子支援員については母子生活支援施設に、児童厚生員については児童館に、児童指導員については児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院等に、児童自立支援専門員については児童自立支援施設にそれぞれ配置が必要となっている職員である。

* 各児童福祉施設における専門職種の人員配置状況について

各児童福祉施設においては、人員の配置基準に従い適正な配置が行われていると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第94号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例改正で新たに規定する市長が適当と認める放課後児童指導員の判断基準について

継続的に5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、総勤務時間が5,000時間以上である対象者に、法人からの実務経験証明書の提出を受け、市長が適当と認めたと判断するものである。

* 継続的に5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、総勤務時間が5,000時間以上に該当する人数について

本年5月に各運営法人に確認したところ、18人が該当すると伺っている。

* 厚生労働省が実施した、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントに対して、寄せられた意見の件数及び内容について

厚生労働省が平成30年1月29日から2月27日まで当該省令案に関して意見募集を行った結果、計403通の意見があったと伺っている。なお、意見の内容に関しては、人材確保の観点から妥当である旨の賛成の意見もあったが、高校を卒業していない者に放課後児童支援員の資格要件を拡大することは、質の低下につながる恐れがある旨の、反対の意見も寄せられたと伺っている。

*** 本市内の放課後育成健全事業の運営法人からの意見の有無について**

本市の運営法人から特段意見は寄せられていない。

*** 神奈川県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施回数について**

当該研修の実施回数は、本年6月から来年の2月までに計16回実施予定と伺っている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第101号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*** 新規に学校を建設する際の通学予定の児童数の把握方法について**

新規に学校を建設する際に参考としている児童数の将来推計は、住民基本台帳から把握した未就学児の実数と大規模なマンション開発等の情報を基とした、過去の類似の開発事例を参照して算出している。

*** PFI対象校に対するモニタリングの実施方法について**

日常のモニタリングについては、業務日誌や月次・年次報告書を通じて履行状況等を確認している。また、包括外部監査の指摘を受け、昨年度作成したモニタリング実施計画に基づき、適正なモニタリングを実施している。

《意見》

* 本議案の対象校であるはるひ野小中学校は、当初の想定以上に児童生徒数が増加した経緯がある。今後の小杉小学校の新設に当たっては、児童数の的確な把握に努めてほしい。

* 指定管理者制度やPFI事業等の民間活用手法の多様化に対応するため、総務企画局に民間活用担当が今年度から新設されたことから、PFI事業の的確な運用のため、当該部署と適宜情報共有し、連携を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決